

「JA塩尻市総合ポイント制度」利用ポイント付与基準

平成29年3月1日

項目	基準		付与ポイント	付与時期
組合員新規ご加入	加入申込みされた方 ※注1	お1人様につき	100	月末締で翌月上旬
組織活動	支所運営懇談会(2月予定)へ参加	1回につき	100	随時

事業	区分	取引	対象	基準	付与ポイント	付与時期	
信用事業	定期性貯金 ※注2	定期貯金	新規・1年以上	ご契約金額・満期金額 10万円ごと	15	月末締で 翌月上旬	
		定期積金	新規・1年以上				
	融資	借入 ※注3	新規ご契約	50万円ごと	100		
	貯蓄デー※注4	定期積金・普通貯金	入金ご来店	スタンプ6つごと	200	随時	
	機能取引	年金受取		新規受取り ※注3	初回年金受取後	100	月末締で 翌月下旬
				件数	1件以上	2ヶ月1回	
		給与振込み	金額・件数	5万円以上で1件以上	月あたり	10	
		公共料金	電気・電話・ガス・水道 NHKの口座振替	1ヶ月あたり1種類ごと	月あたり	1	
		JAカード	新規申込み	新規申込み発行後		100	
	利用代金の口座振替		月中の口座振替に対し		5		
農業事業 ※注5	供給高	肥料・農薬	購入金額	1,000円ごと	1	翌日	
		出荷包装資材					
		園芸資材					
		農具・種苗					
		大口奨励	個別奨励により	個別奨励により		2月中旬～下旬	
生活事業 ※注5	供給高	宅配	購入金額及び ご利用金額	1,000円ごと	1	翌日	
		共同購入 (食品・生活用品)					
		電気・耐久・リフォーム					
		葬儀・法事・冠婚儀式					
工機・燃料 事業 ※注5	供給高	自動車購入・車検	購入金額	1,000円ごと	1	翌日	
		農機具購入					
		給油所※注6・7					
		LPガス					
	灯油契約	灯油年間特約	年間特約契約	ご契約者様	年 100	12月中旬	
その他	購読	家の光	年間購読	前納支払契約	年 100	2月中旬～下旬	
		地上			年 50		
		ちやぐりん					
		日本農業新聞			年 100		

注1. 新規組合員加入(ポイント会員登録)は、申込み手続きから受付完了まで数日かかります。ポイント付与は、登録終了後からとなります。

注2. 定期性貯金に付与されるポイントについては、ポイント付与時に利子税を源泉徴収させていただきます。

注3. 一部対象とならないものもあります。(詳しくは金融共済部までお問い合わせ下さい。)

注4. 6日・26日に基準額以上のご入金(掛け込み)で、スタンプカードに1つスタンプを押印します。(詳しくは金融共済部までお問い合わせ下さい。)

注5. 窓口で現金を使ってお支払いの場合は、お名前とお電話番号を確認頂けないとポイントが付与できません。

注6. 現金を使ってお支払いの場合はポイント付与の対象となりません。

注7. ENEOSカード・JAカード(平成18年9月以降に発行されたもの)使用時のポイント付与には、各支所または各給油所に別途お申込みが必要になります。

(なお、家族カードも別途お申込みしますと、本人カード契約者様にポイントが加算されます。)

※直売所「新鮮市場ききょう」、子会社パストラルについては、ポイント付与対象外となっております。

※共済事業につきましては、商品券との交換が法律上認められないことからポイント付与対象外となっております。

※総合ポイントは、まごころ商品券による交換のみとさせていただきます。キャッシュバック等はできません。